

文化観光プロモーション委託業務 公募要領

石垣市

1. 募集

公募型プロポーザル方式により下記及び別紙仕様書に記載する業務を本市が委託するにあたり、その優先契約候補事業者を選定する目的で募集する。

2. 業務内容

(1) 名称

文化観光プロモーション委託業務

(2) 業務委託期間

契約締結の日から平成29年3月31日まで。

(3) 業務の内容

別紙、仕様書のとおり。

(4) 予算上限額

3,700,000円（消費税及び地方消費税含む。）

3. 応募資格

(1) 本業務を的確に遂行するに足る能力を有すること。

(2) 宗教活動、政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は不可。

4. 応募方法

必要書類を期限内に郵送又は直接持参して提出すること。

(1) 必要書類次の書類を各10部。（企画提案書以外は原本1部、他はコピー可能）

	書類名	様式等
必要書類	参加表明書	別紙 様式1
	業務遂行体制図	別紙 様式2
	企画提案書	任意様式
	経費見積書	任意様式
	会社等概要	任意様式

(2) 応募期限

平成29年2月6日（月）17:00まで※必着

(3) 提出先

〒907-8501

沖縄県石垣市美崎町14番地

石垣市企画部観光文化スポーツ局観光文化課宛て

(4) 質問受付

期間：平成29年1月27日（金）～平成29年2月3日（金）

方法：メールにて受付kankou@city.ishigaki.okinawa.jp

質問を受け付けた場合、その回答については応募各者に公開する。

5. 企画提案（プレゼンテーション）

平成29年2月7日（火）石垣市役所3階 第1委員会室 10:00～

- ・事業者の当日の時間等は応募者に2月6日（月）20:00までに連絡をします。
- ・プレゼンテーションは応募関係様式等、提出した資料に基づき行うこと。
- ・但し、当日の追加資料による提案は可。その場合は6部持参。
- ・審査会場への入場は2名までとする。
- ・プロジェクター等の使用は予定していません。

6. 審査

企画提案に対する審査については、プレゼンテーション内容及び提出書類を総合的に評価し、優れた応募団体を受託者として選定する。

7. 審査基準

企画提案について、以下の基準をもとに総合的に評価し選定を行う。

- ・提案内容が業務目的に沿ったものになっているか。
- ・内容が具体的であり、進め方が適切であるか。
- ・確実に当該業務を遂行できる能力・体制を有しているか。
- ・積算見積及び経費配分が適切であるか。

8. 審査結果の通知・公表

審査結果については、審査後速やかに応募事業者全員に書面にて通知する。

9. 契約について

(1) 地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約によって、委託契約を締結する。

(2) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に

納付しなければならない。ただし、石垣市財務規則第114条第2項の各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

10. その他留意事項

- (1) 応募に際して、企画提案は1事業者1件とする。
- (2) 提出書類等の作成、その他に係る経費は応募者の負担とする。また、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出書類等において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。
- (4) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (5) 市は、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、受託者と協議の上、業務内容を一部変更することが出来る。
- (6) 委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、委託業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び過大請求などの不正行為等が発覚した場合、市は受託者に対し委託費の一部若しくは全部の返還、新規契約の停止、事業者名及び不正内容の公表、刑事告訴等の措置をとる場合がある。

11. 問い合わせ先

〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町14番地

石垣市企画部観光文化スポーツ局観光文化課担当：宮良 賢哉

TEL：0980-82-1535

FAX：0980-82-1911

E-Mail：kankou@city.ishigaki.okinawa.jp